

議案第 22 号

新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年新座市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与の種類）</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>（住居手当）</p> <p>第 5 条の 3 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（管理者が定める職員を除く。）</u>に支給する。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p><u>（在宅勤務等手当）</u></p> <p><u>第 6 条の 2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準じるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について 1 か月当たり平均 10 日を超えて命じられた職員に対して支給する。</u></p> <p>（会計年度任用職員についての適用除外）</p> <p>第 16 条 第 4 条、第 5 条、第 5 条の 3、<u>第 6 条の 2、第 7 条及び第 10 条から第 11 条の</u></p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>特殊勤務手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>（住居手当）</p> <p>第 5 条の 3 住居手当は、<u>市から宿舎を貸与されている職員以外の職員</u>に支給する。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>（会計年度任用職員についての適用除外）</p> <p>第 16 条 第 4 条、第 5 条、第 5 条の 3、<u>第 7 条、第 10 条から第 11 条の 2 まで及び第</u></p>

2までの規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。

2 第4条、第5条、第5条の3、第6条の2及び第11条の2の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。

13条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。

2 第4条、第5条、第5条の3、第11条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。

## 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において改正前の新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の3の規定により住居手当を支給されていた職員であって、この条例の施行の日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅に居住しているもの（その所有に係る住宅（管理者が定めるこれに準じる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるものに限る。）の住居手当については、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和6年2月28日提出

新座市長 並 木 傑

## 提 案 理 由

職員に在宅勤務等手当を支給し、及び住居手当の支給対象者を改めるとともに、会計年度任用職員に勤勉手当を支給したいので、この案を提出するものである。